

発議第4号

「市長の専決処分事項の指定について」の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき議会において指定した「市長の専決処分事項の指定について」（平成25年8月13日議決）の一部を次のように改正する。

平成27年3月23日 提出

松阪市議会議員	堀	端	脩
	野	呂	一
	中	村	良
	山	本	芳
	大	平	敬
	中	島	清
	西	村	友
	田	中	志
			力

記

本則に次の1項を加える。

- 5 金銭の給付を目的とする市の権利に係る訴えの提起、和解及び調停（裁判所法（昭和22年法律第59号）第33条第1項第1号の規定により簡易裁判所が裁判権を有することとされる価額以下のものに限る。）に関する事。